

★ 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第二十四号）（人事課）

一 改正の要旨

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、次のとおり必要な改正を行った。

1 部分休業の取得パターンの多様化等

(一) 部分休業について、職員が一年につき十日に相当する時間数を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるとともに、特別の事情がある場合には、選択をした取得パターンの変更をすることができることとした。

(二) 職員が部分休業、第一号介護休暇又は介護時間を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能としていた取扱いを廃止した。

(三) その他必要な改正を行った。

2 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供等

(一) 任命権者は、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の情報提供等に併せて、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供等を行うこととした。

(二) 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員に対して一定の期間内に仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供等を行うこととした。

二 施行期日等

1 施行期日

令和七年十月一日（以下「施行日」という。ただし、2の規定については、令和七年七月七日

2 経過措置

一 1(一)の新たな部分休業の取得パターンについて、施行日から円滑に取得できるようにするため、必要な経過措置を定めた。

★ 知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十
五号）（財政課）

一 改正の要旨

法人の解散に伴い、一般財団法人もみのき森林公園協会を知事の調査等の対象から除
くため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年七月七日

★ 広島県税条例等の一部を改正する条例（条例第二十六号）（税務課）

一 改正の理由

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、軽油引取税等に関する規定を改正した。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 個人の県民税

(1) 令和八年度以後の各年度分の個人の県民税について、所得割の納税義務者が特定親族（生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。）を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の前年の総所得金額等から所定の控除額を控除することとした。

(2) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置を講じた。

(3) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書及び東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例に関し、引用条項など必要な規定の整理を行った。

(二) 法人の県民税

(1) マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業課税とした。

(2) 申告納付に関し、引用条項など必要な規定の整理を行った。

(三) 法人の事業税

令和六年九月二日から令和九年三月三十一日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編計画に従って行う一定の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下「取得等の日」という。）以後引き続き有している等の一定の要件を満たす場合において、当該他の法人及び当該認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編計画の認定の申請の日前五年以内に株式等の取得等をした一定の他の法人のうち資本金一億円以下のもの等について、取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度分の事業税に限り、外形標準課税の対象外である法人とした。

(四) 県たばこ税

加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準について、当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とした。

- (1) 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・三五グラムをもって紙巻たばこの一本に換算する方法
- (2) (1)以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもって紙巻たばこの一本に換算する方法

(五) 軽油引取税

円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約をいう。）に基づいて国内に所在する当該締約国の軍隊（以下「締約国軍隊」という。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における軽油引取税の課税免除措置等及び締約国軍隊が国内において行う軽油の引取りに係る自衛隊と同等の条件の軽油引取税の課税免除措置を講じるほか、引用条項など必要な規定の整理を行った。

(六) その他

- (1) 公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を、県税事務所若しくは県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を県税事務所若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとする状態に置く措置をとることとした。
- (2) 公益信託に関する法律の施行に伴い、地方消費税の納税義務者等の規定に関し、必要な規定の整理を行った。
- (3) 狩猟税の税率の特例に関し、引用条項など必要な規定の整理を行った。
- 2 広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正
法人の事業税に関する経過措置に関し、必要な規定の整理を行った。
- 3 広島県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

公益信託に関する法律の施行に伴い、県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置に関し、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

- 1 2から8まで以外の改正 令和七年七月七日
- 2 一 1(一)及び(3)の改正 令和八年一月一日
- 3 一 1(二)から(四)までの改正 令和八年四月一日
- 4 一 1(六)(3)の改正 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日
- 5 一 1(五)の改正 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第一条第四号に規定する政令で定める日
- 6 一 1(六)(2)及び一 3の改正 公益信託に関する法律の施行の日
- 7 一 1(六)(1)の改正 地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第十二号に規定する

政令で定める日

8 一 1 (一)(2)の改正 6の施行の日の属する年の翌年の一月一日

★ 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例（条例第二十七号）（税務課）

一 改正の理由

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、課税免除に係る地方税の減収補てん措置が延長されたこと等を踏まえ、事業税、不動産取得税及び固定資産税の特例措置を延長するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 離島振興対策実施地域のうち離島振興計画に記載された産業振興促進区域内において特別償却設備を新設又は増設した場合における事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除について、令和九年三月三十一日までに特別償却設備を新設又は増設した者について適用するとともに、その他必要な規定の整理を行った。

2 次に掲げる条例について、必要な規定の整理を行った。

(一) 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例

(二) 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例

三 施行期日等

令和七年七月七日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

★ 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

広島県広島港湾振興事務所を耐震性のある施設に移転させることに伴い、位置の表示を改めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年七月七日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（市町行財政課）

一 改正の理由

公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用ビラの作成等に係る公費負担額算定の基礎となる単価を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担

区 分	改正後単価	改正前単価
五万枚以下の場合 一枚当たり	八円三八銭	七円七三銭
五万枚を超える場合 一枚当たり	五円六二銭	五円一八銭

2 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担

印刷費	区 分	改正後単価	改正前単価
	選挙区のポスター掲示場の数が五百以下の場合 一枚当たり		五八六円八八銭
選挙区のポスター掲示場の数が五百を超える場合 一枚当たり		三〇円七三銭	二八円三五銭

三 施行期日等

1 施行期日

令和七年七月七日

2 経過措置

この条例による改正後の広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとした。

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十号）
（市町行財政課）

一 改正の要旨

土地改良法及び広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正に伴い、引用条項等の整理を行った。

二 施行期日

令和七年七月七日

★ 広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）（森林保
全課）

一 改正の要旨

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域が県全域で指定されたことを踏まえ、土砂埋立行為の許可等に係る規定を削除した。

二 施行期日等

1 施行期日

令和七年七月七日

2 経過措置

施行の際現にこの条例による改正前の広島県土砂の適正処理に関する条例第十六条の規定による許可を受けた土砂埋立行為であつて、宅地造成及び特定盛土等規制法第十条第四項又は第二十六条第四項の規定に基づく公示がされた際に当該許可に係る土砂埋立行為が完了されていないものの取扱い等について必要な経過措置を設けた。

★ 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

海上運送法及び海上運送法施行規則の一部が改正され、海上運送事業の事業区分が変更されたことに伴い、引用する法律等を整理した。

二 施行期日

令和七年七月七日

★ 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）（警察本部）

一 改正の要旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和七年七月七日